

資料 1

平成 2 9 年 壱岐市議会定例会 1 2 月会議

議 案 関 係 資 料

(改正条例新旧対照表)

目 次

議案第66号関係

壱岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

議案第67号関係

壱岐市附属機関設置条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

議案第68号関係

壱岐市税条例新旧対照表・・ 3

議案第69号関係

壱岐市営住宅条例新旧対照表・・ 5

老岐市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案	備考												
<p>第1条 (略) (議員報酬)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="206 459 1055 794"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>議員報酬</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>議長 (月額)</td> <td>円 <u>380,000</u></td> </tr> <tr> <td>副議長 (月額)</td> <td><u>330,000</u></td> </tr> <tr> <td>常任委員長 (月額)</td> <td><u>315,000</u></td> </tr> <tr> <td>議会運営委員長 (月額)</td> <td><u>315,000</u></td> </tr> <tr> <td>議員 (月額)</td> <td><u>300,000</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	職名	議員報酬	議長 (月額)	円 <u>380,000</u>	副議長 (月額)	<u>330,000</u>	常任委員長 (月額)	<u>315,000</u>	議会運営委員長 (月額)	<u>315,000</u>	議員 (月額)	<u>300,000</u>	<p>第1条 (略) (議員報酬)</p> <p>第2条 議会の議長、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 議長 月額 <u>400,000</u>円 (2) 副議長 月額 <u>350,000</u>円 (3) 常任委員長 月額 <u>330,000</u>円 (4) 議会運営委員長 月額 <u>330,000</u>円 (5) 議員 月額 <u>320,000</u>円</p> <p>以下 (略)</p>	
職名	議員報酬													
議長 (月額)	円 <u>380,000</u>													
副議長 (月額)	<u>330,000</u>													
常任委員長 (月額)	<u>315,000</u>													
議会運営委員長 (月額)	<u>315,000</u>													
議員 (月額)	<u>300,000</u>													

2

壱岐市附属機関設置条例 新旧対照表

現行	改正案	備考																						
<p>本則及び附則 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>ア 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="206 466 1057 943"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市安全・安心まちづくり推進協議会</td> <td>市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するための支援措置に関すること。</td> </tr> <tr> <td>壱岐市地域福祉計画策定委員会</td> <td>壱岐市地域福祉計画について審議すること。</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	担任する事務	(中略)	(中略)	壱岐市安全・安心まちづくり推進協議会	市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するための支援措置に関すること。	壱岐市地域福祉計画策定委員会	壱岐市地域福祉計画について審議すること。	(以下略)	(以下略)	<p>本則及び附則 (略)</p> <p>別表 (第2条関係)</p> <p>ア 市長の附属機関</p> <table border="1" data-bbox="1124 466 1975 943"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(中略)</td> <td>(中略)</td> </tr> <tr> <td>壱岐市安全・安心まちづくり推進協議会</td> <td>市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するための支援措置に関すること。</td> </tr> <tr> <td><u>壱岐市空家等対策協議会</u></td> <td><u>壱岐市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</u></td> </tr> <tr> <td>壱岐市地域福祉計画策定委員会</td> <td>壱岐市地域福祉計画について審議すること。</td> </tr> <tr> <td>(以下略)</td> <td>(以下略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>以下 (略)</p>	名称	担任する事務	(中略)	(中略)	壱岐市安全・安心まちづくり推進協議会	市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するための支援措置に関すること。	<u>壱岐市空家等対策協議会</u>	<u>壱岐市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</u>	壱岐市地域福祉計画策定委員会	壱岐市地域福祉計画について審議すること。	(以下略)	(以下略)	
名称	担任する事務																							
(中略)	(中略)																							
壱岐市安全・安心まちづくり推進協議会	市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するための支援措置に関すること。																							
壱岐市地域福祉計画策定委員会	壱岐市地域福祉計画について審議すること。																							
(以下略)	(以下略)																							
名称	担任する事務																							
(中略)	(中略)																							
壱岐市安全・安心まちづくり推進協議会	市民等が行う地域安全まちづくり活動を促進するための支援措置に関すること。																							
<u>壱岐市空家等対策協議会</u>	<u>壱岐市空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関すること。</u>																							
壱岐市地域福祉計画策定委員会	壱岐市地域福祉計画について審議すること。																							
(以下略)	(以下略)																							

壱岐市税条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第61条まで (略)</p> <p>第62条から第151条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第4条の2まで (略)</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の控除対象配偶者及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第6条から第10条まで (略)</p>	<p>第1条から第61条まで (略)</p> <p><u>(法第349条の3第28項等の条例で定める割合)</u></p> <p><u>第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p><u>3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</u></p> <p>第62条から第151条まで (略)</p> <p>附 則</p> <p>第1条から第4条の2まで (略)</p> <p>(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)</p> <p>第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の<u>同一生計配偶者</u>及び扶養親族の数に1を加えた数を乗じて得た金額(その者が<u>同一生計配偶者</u>又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、市民税の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課さない。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>第6条から第10条まで (略)</p>	

4

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)
2～13 (略)

14 (略)
以下 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)
第10条の2 (略)
2～13 (略)
14 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、
2分の1とする。
15 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、
3分の2とする。
16 (略)
以下 (略)

壱岐市営住宅条例 新旧対照表

現行	改正案	備考
<p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(公営住宅及び単独住宅の入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅及び単独住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第20条第1項に規定する居住制限者にあつては第4号から第6号まで)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のアからクのいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。以下「単身入居有資格者」という。)にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p>	<p>第1条から第5条まで (略)</p> <p>(公営住宅及び単独住宅の入居者の資格)</p> <p>第6条 公営住宅及び単独住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等又は福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第20条第1項に規定する居住制限者にあつては第4号から第6号まで)の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。ただし、次のアからクのいずれかに該当する者(身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。以下「単身入居有資格者」という。)にあつては、この限りでない。</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>オ 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者</p>	

6

カ・キ (略)

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア)・(イ) (略)

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。

ア (略)

イ 公営住宅及び単独住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した場合は15万8,000円）

ウ (略)

(3)～(6) (略)

第7条から第14条まで (略)

(同居の承認)

第15条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第10条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(入居の承継)

第16条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合におい

カ・キ (略)

ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者で(ア)又は(イ)のいずれかに該当するもの

(ア)・(イ) (略)

(2) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。

ア (略)

イ 公営住宅及び単独住宅が、法第8条第1項若しくは同条第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において、市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 21万4,000円（当該災害発生の日から3年を経過した場合は15万8,000円）

ウ (略)

(3)～(6) (略)

第7条から第14条まで (略)

(同居の承認)

第15条 市営住宅の入居者は、当該市営住宅への入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

(入居の承継)

第16条 市営住宅の入居者が死亡し、又は退去した場合におい

て、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第11条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

第17条 (略)

(収入の申告等)

第18条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第8条に規定する方法によるものとする。

3及び4 (略)

第19条から第45条まで (略)

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第46条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第38条第1項又は第40条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第47条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い、当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めると

て、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該市営住宅に居住を希望するときは、当該入居者と同居していた者は、公営住宅法施行規則第12条で定めるところにより、市長の承認を得なければならない。

2 (略)

第17条 (略)

(収入の申告等)

第18条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。

2 前項に規定する収入の申告は、公営住宅法施行規則第7条に規定する方法によるものとする。

3及び4 (略)

第19条から第45条まで (略)

(公営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第46条 市長は、前条の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の公営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、第17条第1項、第38条第1項又は第40条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(市営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第47条 市長は、法第44条第3項の規定による市営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い、当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めると

8

きは、第17条第1項、第38条第1項又は第40条第1項の規定にかかわらず、令第11条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

以下（略）

きは、第17条第1項、第38条第1項又は第40条第1項の規定にかかわらず、令第12条で定めるところにより、当該入居者の家賃を減額するものとする。

以下（略）

平成29年度12月補正予算（案）概要

1. 各会計予算額一覧	1
2. 12月補正予算主要事業一覧	2～9
3. 繰越明許費	10～13
4. 基金の状況（見込み）	14



吉 岐 市

平成29年度吉崎市各会計予算額一覧

○一般会計、特別会計

(単位：千円)

会 計 名		現計予算額	1 2月補正予算額(案)	補正後予算額(案)	
一 般 会 計		27,024,647	222,631	27,247,278	
特別会計	国民健康 保険事業 特別会計	事業勘定	5,534,780	648	5,535,428
		診療施設勘定	117,388		117,388
		計	5,652,168	648	5,652,816
	後期高齢者医療事業特別会計		318,701		318,701
	介護保険 事業特別 会 計	保険事業勘定	3,476,827	3,861	3,480,688
		介護サービス事業勘定	30,540		30,540
		計	3,507,367	3,861	3,511,228
	下水道事業特別会計		460,259	1,908	462,167
	三島航路事業特別会計		130,735		130,735
	農業機械銀行特別会計		137,589		137,589
合 計		10,206,819	6,417	10,213,236	
一般会計、特別会計の合計		37,231,466	229,048	37,460,514	

○企業会計

(単位：千円)

会 計 名	内 訳	平成29年度	1 2月補正予算額(案)	補正後予算額(案)
水道事業会計	収益的収入	978,309	△11,042	967,267
	収益的支出	965,912	1,652	967,564
	資本的収入	120,539	5,941	126,480
	資本的支出	257,472	13,808	271,280

平成29年度12月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
3 民生費	1 社会福祉費	2 社会福祉施設費	勝本ふれあいセンターかざはや管理費 (設備等整備工事)	119,706	18,000	137,706				18,000
	2 児童福祉費	4 保育所費	保育所等整備交付金 事業	0	46,082	46,082	40,962			
5 農林水産業費	1 農業費	3 農業振興費	新構造改善加速化支 援事業	18,720	5,839	24,559		4,671		
			法人化支援事業	1,000	400	1,400	400			
			未来を創る園芸産地 支援事業	1,674	403	2,077		335		

【各岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0		鋼材の増(5t)及び資材の高騰等による追加	2	3	各岐市地域福祉活動拠点施設条例	特養ホーム建設予定地のゲートボール場(6面)の代替施設として、かざはやに全天候型ゲートボール場2面を整備する。	市民福祉課	22~25
5,120	新規	●小規模保育施設の創設にかかる整備費補助金 一般社団法人めぐみ保育園が、既設の保育園隣に新たに定員19名の小規模保育施設を創設する。 対象経費61,443千円×(国2/3 市1/12 事業者1/4)	2	5	・保育所等整備交付金交付要綱 ・各岐市補助金等交付規則	核家族化、共働き世帯の増加による保育ニーズの高まりから、本市においても待機児童が発生している状況にあり、そのほとんどが0歳~2歳児の低年齢児の待機となっている。低年齢児を対象とする小規模保育事業所の創設を行い待機児童の解消を図る。	こども家庭課	24~25
1,168		農業者の営農活動に必要な施設・機械等の導入を支援する。 ●農事組合法人 箱西 ・トラクター 1台 ・ハロー 1台 ・田植機 1台 事業費11,679千円×(県2/5 市1/10)	1	1	新構造改善加速化支援事業実施要綱	農林業の一層の発展に向けて「新ながさき農林業・農山村活性化計画」の振興方針に基づき、「収益性の向上に向けた生産・流通・販売対策強化」、「経営感覚に優れた次代の担い手確保・育成」、「地域の活力と魅力にあふれる農山村づくり」を推進する。	農林課	26~27
0		集落営農組織等が新たな法人及び集落営農組織の立ち上げに係った経費に対する助成 ●鯨伏前田地区 400千円(設立予定) H29.12	1	1	農業経営力向上支援事業実施要綱	法人及び集落営農組織の経営安定のための取組みに対して助成する。	農林課	28~29
68		農業者の営農に必要な作物の新改植を支援する。 ●各岐地区アスパラガス第19生産組合 アスパラガス新改植(38,45a) 事業費671千円×(県1/2 市1/10)	1	1	未来を創る園芸産地支援事業実施要綱	「新ながさき農林業・農山村活性化計画」に基づく産地計画の達成を目指す園芸産地を対象に、従来の土地生産性から労働生産性の向上を進めるとともに、実需者が求める定時、定量、定質出荷体制の実現、イノベーション技術の導入を支援し、農家の農業所得の向上及び園芸産地の維持・拡大を図る。	農林課	28~29

平成29年度12月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
5 農林水 産業費	1 農業費	4 畜産業 費	長崎県新たな一貫生 産体系育成事業	0	170	170		170		
		5 農地費	県営事業負担金及び 補助金	55,444	42,383	97,827		3,080		16,363
	3 水産業 費	2 水産業 振興費	新水産業収益性向 上・活性化支援事業	15,999	2,513	18,512		2,918		
6 商工費	1 商工費	2 商工振 興費	県支出金精算返納金	0	917	917				917

【吉岐市総合計画における基本指針】

1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

4心豊かな人が育つまちづくり

5国内外交流が盛んなまちづくり

6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
0	新規	肥育経営体が繁殖雌牛を購入し、預託契約を締結した繁殖経営体等が飼育を行う。対象牛から産まれた子牛は、生後10カ月までに肥育経営体引き取り肥育を開始することにより、導入コストの低減を図る。 繁殖雌牛導入 170千円×1頭 補助額：繁殖雌牛導入経費の1/2以内（但し、1頭あたり170千円上限）	1	1	長崎県新たな一貫生産体系育成事業費補助金実施要綱	肥育素牛導入コストの低減や、肥育開始月齢の早期化による経営の安定化を図る。	農林課	28～29
22,940		●県営ため池整備事業 吉岐地区農業水利施設保全合理化事業（低地ため池法面保護工事）150,000千円×20%（市10% 地元10%） ●県営自然災害防止事業 県単自然災害防止事業（松崎・石田・筒城）6400千円×25%（市負担） ●県営圃場整備事業 刈田院地区農地整備事業（面的集積）圃場整備工事820千円×15%（市負担） ●県営老朽ため池整備事業 郷ノ浦・芦辺地区防災減災事業（堤体改修）62000千円×9%（市7% 地元2%負担） ●県単独土地改良調査費 県単調査費（木田地区）2,000千円×30%（市負担） ●農地耕作条件改善事業補助金 5,600千円×80%（国55% 市25%）	1	1	農業経営対策事業費補助金等交付要綱等	農用地の改良・開発・保全及び集団化に関する事業を適正かつ円滑に実施するため、農業生産基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業構造の改善に資することを目的に本事業を行うものである。 本年度においては、圃場整備事業等を行っており、それらに伴う市負担金等である。	農林課	28～29
△ 405		●収益性強化・向上総合対策事業（機器整備） 郷ノ浦町漁協（個人） 7,183千円×（県1/3+市1/6） 勝本町漁協（グループ1） 9,600千円×（県1/2+市1/6） 勝本町漁協（グループ2） 12,780千円×（県1/2+市1/6）	1	2	新水産業収益性向上・活性化支援事業実施要綱	「水産業経営支援事業」を活用して経営改善計画を策定した漁業者、漁業法人、2者以上の漁業者グループが経営改善計画達成に必要な機器等の整備を行い、経営を見直し所得向上を図る。	水産課	28～29
0	新規	●緊急雇用創出事業委託料返納金 対象事業：平成26年度緊急雇用創出事業（地域人づくり事業）	—	—	憲法第90条 会計検査院法第29条	会計実地検査により、当該事業に係る委託料について、一部が目的外に使用されていたとの指摘を受けたため、対象事業者へ返納を求め補助金の返還を行う。	観光商工課	30～31

平成29年度12月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
							特 国費	定 県費	財 地方債	源 その他
6	商工費	4 観光費	土地購入費	0	3,834	3,834				
9	2 小学校 費	1 学校管 理費	渡良小学校校舎屋根 防水改修工事	58,542	8,262	66,804			7,800	
	5 社会教 育費	2 青少年 育成費	各種青少年大会補助 金	6,000	1,243	7,243			1,100	
	6 保健体 育費	1 保健体 育総務 費	体育施設管理費 (天ヶ原グラウンド ナイター照明修理)	950	3,202	4,152				1,600
10	災害復 旧費	1 農林水 産施設 災害復 旧費	1 農地及 び農業 用施設 災害復 旧費	農地及び農業用施設 災害復旧事業	2,061,582	△ 564,565	1,497,017		△ 287,275	△ 45,773

【沓岐市総合計画における基本指針】

- 1産業振興で活力あふれるまちづくり
2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
3安全安心で環境にやさしいまちづくり

- 4心豊かな人が育つまちづくり
5国内外交流が盛んなまちづくり
6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
3,834	新規	●大浜海水浴場駐車場用地 石田町筒城東触 1623-1 雑種地 703㎡ 1623-2 雑種地 378㎡ 1622-2 雑種地 279㎡ 1623-3 原野 867㎡ (2,227. 0㎡)	1	5	—	大浜海水浴場は、特徴的なロケーションにも恵まれており、年間を通じた観光スポットとしての活用が企図されるところであるが、駐車場の間口が狭小で大型バスが入りにくいなど、施設の利用に際し支障がある状況にある。これまで個人有地であった当該関係用地を買収し、公共用施設用地として適切な管理を行うことにより、交流人口の拡大を図る。	観光 商工 課	30～ 31
462		●渡良小学校校舎屋根防水改修工事（監理業務／工事費）	4	1	—	安全で安心して学べる教育環境の充実を目的に、経年による老朽化や自然災害等による劣化で修理が必要となった施設等の改修を実施する。	教育 総務 課	34～ 35
143		市内小中学生のスポーツ大会 県大会等の出場に対する補助 事業 ●小中学生スポーツ大会にお いて、九州大会、県大会への 出場団体が増加した。	4	3	小中学生 スポーツ 大会等 出場補助 金交付要 綱・沓岐 市補助金 等交付規 則	スポーツ活動等による青少年の健全な育成を目的に、沓岐市代表として県大会等に出場する個人・団体に対して、旅費の一部を補助する。	社会 教育 課	36～ 37
1,602		●天ヶ原グラウンドナイター 照明（台風21号被害による復 旧修理） ①ナイター照明落下投光器処 分（6灯） ②ナイター設備 気中開閉器（パス）撤去処分 ③ナイター照明器具撤去 （4・5・6号柱投光器及び 架台） ④ナイター架台取替 修理（3・7号柱） ⑤ナイ ター設備引込改修（高圧から 低圧へ変更）	4	3	沓岐市体 育施設条 例	台風21号被害による復旧修理と併せて、過去の利用実績を考慮し、ナイター照明の一部（3柱）の器具を撤去することで電気設備を高圧から低圧へ変更し、維持費の軽減を図る。	社会 教育 課	36～ 37
△ 231,517		●農地等災害復旧事業の取り 下げ等による申請箇所削減 農地 632箇所→438箇所 施設 131箇所→100箇所	3	3	農林水産 業施設災 害復旧事 業費国庫 補助の暫 定措置に 関する法 律	異常気象により被災した農地・農業用施設の災害復旧工事を実施し、機能の回復を図ることにより農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。	農林 課	36～ 37

平成29年度12月補正予算の主要事業

■一般会計

款	項	目	事業名	補正前 の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
							特 定 財 源	国費	県費	地方債 その他	
10	災害復 旧費	2 公共土 木施設 災害復 旧費	1 公共土 木施設 災害復 旧費	公共土木施設災害復 旧事業	1,094,191	624,345	1,718,536	480,000		142,700	

【沓崎市総合計画における基本指針】
 1産業振興で活力あふれるまちづくり
 2福祉・健康づくりの充実で安心のまちづくり
 3安全安心で環境にやさしいまちづくり
 4心豊かな人が育つまちづくり
 5国内外交流が盛んなまちづくり
 6参画と協働による市民が主役のまちづくり

(単位：千円)

内訳 一般財源	新規	事業内容	総合計画		根拠法令 条例等	政策等の背景、目的等	所属	予算書 ページ
			基本 指針	施策				
1,645		<p>●公共土木施設災害復旧事業費の追加</p> <p>公共土木災害について、査定業務が終了したため、年度内発注見込み分の工事請負費を追加する。</p> <p>年度内発注 147件 次年度発注 132件</p>	3	3	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法	異常気象により被災した公共土木施設の災害復旧工事を行う。	建設課	38～39

■一般会計・繰越明許費（詳細）

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市役所庁舎耐震改修等事業	309,600
3 民生費	1 社会福祉費	勝本ふれあいセンターかざはや全天候型ゲートボール場	86,859
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計繰出金	228
5 農林水産費	3 水産業費	漁村再生交付金事業	43,000
		八幡浦漁港（浮棧橋・防風柵）	43,000
		水産物供給基盤機能保全事業	46,500
		七湊漁港（機能保全工事） 和歌・渡良柏漁港（機能保全計画作成）	46,500
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路改良費（補助）	103,000
		1 級市道住吉湯ノ本線	50,000
		1 級市道黒崎線	25,000
		2 級市道南明寺線	7,000
		1 級市道大里環状線	13,000
		2 級市道半城里線	8,000
		道路改良費（起債）	96,000
		2 級市道谷江本線	18,000
		1 級市道本村神里線	30,000
		1 級市道白水線	22,000

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H31.2.28	作業に制約のある居ながら施工で進めており、安全衛生上必要となる工期を確保するため。
H30.7.10	資材の高騰等により、設計書の調整及び入札事務に不測の日数を要したため
H31.3.31	公共土木施設災害復旧工事に伴う水道管移転補償工事を実施する為、災害復旧工事に併せて繰越を行う。
H30.9.30	実施設計において、現地調査及び地元との協議・調整に不測の日数を要し、工期の確保が困難となるため。
H30.9.30	実施設計において、現地調査及び地元との協議・調整に不測の日数を要し、工期の確保が困難となるため。また、機能保全計画作成において、小規模漁港の合併を国へ申請しており、承認後の実施となることから、年度内の完了が困難となるため。
H30.6.30	本年度の工事について、前年度繰越工事の完了後の着工を予定していたが、前年度の工事が周辺の農作物の収穫等との調整により、工期を延長する必要が生じ、着工が12月上旬となった。このため、標準工期の確保が困難となったため。
H30.6.30	測量設計業務について、関係者が多数であり、土地の立ち入りの同意を得るのに不測の日数を要したため。
H30.6.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。
H30.6.30	本工事区間は学校の通学路であり、学校及び地元関係者との協議に不測の日数を要し、標準工期の確保が困難となったため。
H30.5.30	本工事区間は、隣接する路線の改良工事の迂回路に指定されており、この工事の完了後の着工となることから、標準工期の確保が困難となったため。
H30.6.30	測量設計業務について、関係者が多数であり、設計協議に不測の日数を要したため。
H30.6.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。
H30.6.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。

■一般会計・繰越明許費（詳細）

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	その他市道西中線	16,000
		1 級市道山崎線	10,000
		道路改良費（単独）	35,500
		その他市道小坂線	4,500
		その他市道前目1号線	5,000
		その他市道鳥山手久多1号線	5,000
		その他市道小場2号線	5,000
		1 級市道錦線	16,000
	5 都市計画費	街なみ環境整備事業	12,000
	7 住宅費	公営住宅等ストック総合改善事業	136,499
目坂団地改修工事		136,499	
9 教育費	2 小学校費	芦辺小学校体育館裏法面对策事業	30,149
10 災害復旧費	1 農林水産施設 災害復旧費	農地及び農業用施設災害復旧事業	799,627
	2 公共土木施設 災害復旧費	公共土木施設災害復旧事業	1,157,845
合 計			2,856,807

(単位：千円)

完了予定	繰越理由
H30.6.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。
H30.6.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。
H30.5.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。
H30.5.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。
H30.5.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。
H30.5.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。
H30.6.30	地権者との用地交渉に不測の日数を要したため。
H30.7.31	個人修景事業補助金において、追加募集にて新たに選考した結果、設計等に不測の日数を要したため。
H30.7.31	入居者の移転調整に不測の日数を要したため。
H30.8.31	芦辺小学校体育館解体工事後の発注となり標準工期がとれないため。
H31.3.31	農地及び農業用施設において、多数の農地・農業用施設に災害を受け、測量設計・災害査定に不測の日数を要したため。
H31.3.31	公共土木施設において、多数の施設に災害を受け、測量設計・災害査定に不測の日数を要したため。

基 金 の 状 況 (見込み)

○積立基金

(単位：千円)

区 分	平成27年度末 現在高	平成28年度		平成28年度末 現在高	平成29年度(見込み)		平成29年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
財政調整基金	2,001,609	804	0	2,002,413	676	1,290,000	713,089
減債基金	3,008,067	154,879	0	3,162,946	4,192	400,000	2,767,138
地域振興基金	588,046	3,905	83,200	508,751	189	145,864	363,076
地域福祉基金	846,859	0	85,789	761,070	0	36,600	724,470
老人ホーム事業施設整備基金	188,073	49	0	188,122	43	2,200	185,965
中山間ふるさと活性化基金	40,775	0	0	40,775	0	0	40,775
栽培漁業振興基金	107,508	38,823	30,000	116,331	34,758	30,000	121,089
沿岸漁業振興基金	63,292	17,839	30,000	51,131	17,823	30,000	38,954
教育振興基金	6,697	1,502	300	7,899	2	300	7,601
松永記念館維持管理基金	7,805	0	0	7,805	0	0	7,805
原の辻遺跡保存整備基金	10,735	3	0	10,738	3	0	10,741
ふるさと市町村圏基金	1,000,000	0	0	1,000,000	0	0	1,000,000
合併振興基金	2,365,600	0	0	2,365,600	0	84,500	2,281,100
ふるさと応援基金	120,704	141,890	84,060	178,534	180,031	116,731	241,834
過疎地域自立促進特別事業基金	325,563	264,819	180,835	409,547	264,798	198,500	475,845
本庁舎建設基金積立金	0	0	0	0	10,000	0	10,000
学校施設整備基金積立金	0	0	0	0	10,000	0	10,000
小 計	5,671,657	468,830	494,184	5,646,303	517,647	644,695	5,519,255
計	10,681,333	624,513	494,184	10,811,662	522,515	2,334,695	8,999,482
国民健康保険財政調整基金	205,536	50,054	0	255,590	46	0	255,636
直営診療所財政調整基金	23,393	5	8,505	14,893	3	8,630	6,266
介護給付費準備基金	128,769	34	0	128,803	28	40,000	88,831
簡易水道事業特別会計基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業財政調整基金	0	0	0	0	0	0	0
特別養護老人ホーム事業施設整備基金	0	0	0	0	0	0	0
農業機械銀行特別会計減価償却基金	17,697	6,537	6,548	17,686	2,935	12,506	8,115
計	375,395	56,635	60,317	416,972	3,012	61,136	358,848
合 計	11,056,728	681,148	554,501	11,228,634	525,527	2,395,831	9,358,330

○定額運用基金

区 分	平成27年度末 現在高	平成28年度		平成28年度末 現在高	平成29年度(見込み)		平成29年度末 現在高見込
		積立金	取崩額		積立金	取崩額	
土地開発基金	14,474	0	0	14,474	0	0	14,474
災害資金貸付基金	20,000	0	0	20,000	0	0	20,000
奨学資金運用基金	43,566	0	0	43,566	0	0	43,566
収入印紙及び長崎県収入証紙等購買基金	2,000	0	0	2,000	0	0	2,000
合 計	80,040	0	0	80,040	0	0	80,040

合計(積立基金+定額運用基金)	11,136,768	681,148	554,501	11,308,674	525,527	2,395,831	9,438,370
-----------------	------------	---------	---------	------------	---------	-----------	-----------